

和歌山県監査公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成 22 年 7 月 30 日

和歌山県監査委員 楠本 隆
和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 尾崎 太郎
和歌山県監査委員 角田 秀樹

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第 1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成 22 年 6 月 23 日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

県知事は、山口裕市県教育長、支出手続きを行った社団法人和歌山県体育協会（以下「県体協」という。）の職務を兼務する和歌山県教育委員会（以下「県教委」という。）職員ら並びに、県体協に対し、各自金 900 万円の返還請求あるいは損害賠償請求をせよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 山口裕市県教育長

山口裕市県教育長は、現職の県教委教育長であり、次に述べる和歌山県が県体協に対して交付した補助金について、当該補助金の交付手続きに関与し、県体協の兼務職員として、同体育協会が受領した当該補助金を和歌山県卓球協会（以下「県卓協」という。）に対し交付する手続きに関与した県教委職員らを統括し管理監督する立場にある責任者である。

(ロ) 県体協の職務を兼務する県教委職員ら

当該職員らは、次に述べる和歌山県が県体協に対して交付した補助金について、当該補助金の交付手続きに関与し、県体協の兼務職員として、県体協が受領した当該補助金を県卓協に対し交付する手続きに関与した県教委職員らである。

(ハ) 県体協

当該協会は、ジャパンオープン・荻村杯 2009 国際卓球選手権和歌山大会の開催運営費補助事業を補助するため同大会を主管した県卓協に対し、県の次に述べる補助金について、間接交付した補助事業者である。

イ 補助金たる公金支出

和歌山県は、平成 21 年度において、県体協に対し、トップアスリート育成事業補助金交付要綱に基づく全国大会開催運営費補助事業とするジャパンオープン・荻村杯 2009 国際卓球選手権和歌山大会の開催運営経費を補助する補助金 900 万円の公金を支出（交付）した（以下「本件補助金」という。）。

ウ 暴露された未報告の収入金の存在

(ア) 和歌山市で平成 21 年 6 月 11 日～14 日に行われたジャパンオープン・荻村杯 2009 国際卓球選手権和歌山大会（以下「本件間接補助事業」という。）において、同大会を主管した県卓協が、補助金を交付した県及び和歌山市に虚偽の決算報告書を提出し、未記載の収入計約 1,260 万円を秘匿し保持していることが、平成 22 年 6 月 14 日にマスコミによって暴露された。暴露された県卓協は、未記載の収入計約 1,260 万円を保有していることを認めたことが

報じられている。さらに、同月 19 日に至り、県卓協が県と和歌山市に報告せず隠していた上記の収入に加え約 344 万円あったことがマスコミによって暴露された。

(イ) なお、マスコミ報道によれば、未記載の収入は、

- a 入場券収入 約 600 万円
 - b 企業協賛収入 約 665 万円
 - c 祝い金及び競技者登録費等 約 344 万円
- の合計約 1,610 万円に上ると報じられている。

エ 偽りの間接補助金交付手続き

(ア) 県卓協は、本件補助金の交付を受けるため、概略、次の手続きを経て本件補助金を受領した。

- ・平成 21 年 4 月 1 日 県体協が県に対し、ジャパンオープン・荻村杯 2009 国際卓球選手権和歌山大会の開催運営経費を含むトップアスリート育成事業補助金交付要綱に基づく全国大会開催運営費補助金等の交付申請書を提出
- ・平成 21 年 4 月 1 日 県が上記補助金の交付を決定
- ・平成 21 年 5 月 8 日 県卓協が県体協に対し、本件補助金の交付申請書を提出
- ・平成 21 年 5 月 14 日 県体協が県に対し、上記交付決定に基づき補助金交付請求書を提出
- ・平成 21 年 5 月 20 日 県体協が県から本件補助金を含む 9,547 万 6,000 円の補助金を受領
- ・平成 21 年 5 月 21 日 県体協が県卓協に対する本件補助金の交付を決定
- ・平成 21 年 5 月 27 日 県卓協が上記交付決定に基づき本件補助金の交付請求書を提出
- ・平成 21 年 6 月 4 日 県卓協が県体協から本件補助金 900 万円を受領

(イ) 間接補助事業完了後の手続きは、概略、次のとおりである。

- ・平成 21 年 7 月 24 日 県卓協が県体協に対し、事業実施報告書及び収支決算書を添えて本件間接補助事業の実績報告書を提出
- ・平成 22 年 5 月 17 日 県体協が県に対し、本件間接補助事業を含むトップアスリート育成事業が完了したとして、実績報告書を提出
- ・平成 22 年 5 月 18 日 県が本件補助金を含むトップアスリート育成事業補助金の額を確定

(ウ) 県卓協提出の収支予算書によれば、収入の予算額について、次のとおりと報告している。なお、収支差は、その差がなくゼロとする報告となっている。

- ・国際卓球連盟交付金 17,200,000 円
- ・日本卓球協会交付金 5,000,000 円
- ・和歌山県費補助金 9,000,000 円
- ・和歌山市費補助金 4,000,000 円
- ・県卓協負担金 5,560,000 円
- 合 計 40,760,000 円

(エ) また、収支決算書によれば、収入の決算額について、次のとおりであったと報告している。なお、収支差は、その差がなくゼロとする報告となっている。

- ・国際卓球連盟交付金 16,257,600 円
- ・日本卓球協会交付金 5,000,000 円
- ・和歌山県費補助金 9,000,000 円
- ・和歌山市費補助金 4,000,000 円
- ・県卓協分担金 600,000 円
- ・預金利息 7 円
- 合 計 34,857,607 円

(オ) それゆえ、暴露された入場券収入及び企業協賛金収入などが、予算及び決算上のいずれにも記載計上されておらず欠落しており、県卓協は、偽りの補助金交付手続きを行い、もって、県の補助金を受給していたことが明白である。

オ 詐欺に等しい意図的な事業収入金のピンハネ・利得行為

- (ア) 県卓協が予算及び決算書に記載計上せず隠していた収入は、入場券収入及び企業協賛金収入などであることに鑑みれば、これらは、間接補助事業によって生じる収入金であると容易に推認できる。
- (イ) 一方、県体協に提出された収支予算書の収入としては、補助金以外は、交付金、負担金のみとする報告であり、上記のような間接補助事業によって生じる収入の記載が一切隠されている。それゆえ、本件間接補助事業には、事業収入が一切生じない事業であるかの如き誤解を与え、事業収入が一切生じない事業であると誤信させるものである。
- (ウ) ところが、現実には、県卓協は入場券の販売を促進していた。このことは、県卓協が県体協に本件補助金の交付申請書を提出した平成 21 年 5 月 8 日より約 1 ヶ月前の 4 月 7 日に開設された本件間接補助事業の公式ウェブサイトにも、その当時から 6 月 11、12 日は無料であるが 13 日、最終日は要チケットとして当日券の価格が掲載されていた上、4 月 9 日には、観戦チケット申込書が掲載され、前売り券を 4 月 11 日～5 月 31 日の間、取り扱う旨の掲載がなされていたことから裏付けられる。それゆえ、収支予算書を提出した補助金交付申請時には、すでに、入場料収入の生じることの企画がなされていたばかりか、同収入を得るための行動を推進していたことの裏付けとなる。
- (エ) また、企業協賛収入は、協賛金に協力した企業のほとんどが、プログラムに広告が掲載されている企業からの協賛金であることが容易に推認できること、プログラムの印刷作成上、相当以前から企画され、協賛を募っていたことが容易に推認できる。この点、県は、平成 22 年 6 月 18 日開催の県議会文教委員会で、広告企業の協賛のあったことを認めている。
- (オ) マスコミによって暴露された企業協賛収入の約 665 万円の内訳・詳細が、請求人らの調査によって分かった。すなわち、広告などの企業協賛金が 43 社からの協賛金計 585 万 6,000 円及び 5 社による出店料（ブース代）計 80 万円の合計 665 万 6,000 円であった。その内、広告協賛金収入として、「A社」からの 50 万円が平成 21 年 2 月 19 日に入金があり、次に、4 月中に 12 社計 103 万 6,000 円の入金がなされている。平成 21 年 2 月 19 日の協賛金収入が存することに照らせば、県卓協が収支予算書を提出した補助金交付申請する相当以前から、企業協賛金の協力を募ることの企画がなされていたばかりか、同収入を得るための行動を推進していたことが裏付けられる。
- (カ) 事業完了後に提出された収支決算書の収入としては、補助金以外は、交付金、負担金、利息のみとする報告であり、間接補助事業によって生じる収入の記載が一切隠されている。それゆえ、本件間接補助事業には、事業収入が一切生じなかったとする誤解を与えているし、事業収入が一切生じていない事業であったと誤信させている。
- (キ) また、県卓協が提出した実績報告書中に、事業収入を欠落させた虚偽の決算報告書について、適正である旨の監査報告書が添付されていることに照らせば、用意周到に準備された不正請求であると解す以外になく極めて悪質である。
- (ク) したがって、県卓協が本件間接補助事業によって生じる収入のすべてを隠して補助金を受給した虚偽の補助金交付手続きは、間接補助事業遂行中に、予定外の企画を行い、予定外に生じた収入を偽ったというようなものではなく、補助金交付申請時にはすでに企画されていた事業収入について、ピンハネ・利得することを意図して虚偽の補助金請求を行うとともに虚偽の実績報告を行い、もって、生じた事業収入を利得していたという半ば詐欺行為に等しい行為である。
- (ケ) 詐欺行為に等しい虚偽の補助金不正請求は、県の補助金について直接の適用がないとしても補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に照らせば、同法第 29 条第 1 項の罰則規定が適用される行為に該当すると解すべき行為であって、違法であり、不法行為に該当する。

カ 取り消すべき本件補助金交付決定

仁坂知事は、上述したとおり県卓協が、詐欺行為に等しい虚偽の補助不正請求により補助金の交付を受けたのであるから、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「補助金交付規則」という。）第 17 条により、県体協に対して行った本件補助金の交付決定を取り消し、その全額を返還させるべきである。にもかかわらず、未だ、県知事はそれを

怠っている。

キ 和歌山県の損害

このため、和歌山県は、本件補助金相当の損害を被っている。

ク 善管注意義務の懈怠（かいたい）と県体協及び県体協の職務を兼務する県教委職員らの責任
県体協は、補助金交付規則第3条の規定により補助事業者として、補助金等が県民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならないし、同規則第10条の規定により善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

しかしながら、次のとおり県体協及び県体協の職務を兼務する県教委職員らは、善良な管理者としての注意義務を故意に怠り、漫然と本件補助金を交付した。このため、県が被っている本件補助金相当の損害金について賠償すべき責めを負う。

- (7) a マスコミ報道によれば、県卓協幹部は、平成20年に行われた「横浜大会を視察した経験から、和歌山大会でも企業からの協賛金などのあることが、県の担当者も分かっていたはずだ」という。
- b この点、請求人らの調査によって、県卓協幹部がいう横浜大会の視察が、県卓協幹部2名と、県体協の職務を兼務する県教委スポーツ課職員のB班長及びC主事の2名の計4名で行った視察のことであることが、同県教委2名に対する視察出張命令簿及び、県卓協が本件間接補助事業の事業費から支出したとして記載計上している「横浜大会視察費109,316円」とする支出の和歌山市から開示された裏付け資料などから分かった。
- c 上記県教委2名が県教委に提出した復命書（回復命書に添付される資料を含む）によれば、視察した内容について次のとおり報告している。

予算の収入について、

「【収入】

- ・協会負担金 5,000,000円（日本卓球協会、県卓球協会）
- ・協賛金 2,500,000円（ブース・広告、プログラム等、選手参加料）
- ・補助金 3,500,000円（横浜市）
- ・入場券収入 9,000,000円
 - 大人 前売券：特別席 3,000円、一般席 2,000円
 - 当日券：特別席 3,500円、一般席 2,500円
 - 小中高 前売券： 800円
 - 当日券： 1,000円
- ・合計 20,000,000円（大会賞金は別途：国際卓球連盟）」

と。また、その他のところには、

「・予算的に観客数がトータル1万～1万2千人はないと苦しい。

- ・1日目2回戦まで行くと、地元選手が負けてしまう可能性が高くなるので、観客数に影響する。（1日目1回戦、2日目2回戦にできれば、という実行委員会の意見であった。）」

などとする現地実行委員会の意見が付記されている。

- d 上記復命により、県卓協幹部が言うように、県が、和歌山大会でも入場料及び広告協賛金、ブース代（出店料）並びに選手参加料などの補助事業から生じる収入の存することを把握していたことが裏付けられる。
- e また、公務視察した上記2名の視察復命書により、視察出張者らに限らず、県教委において、そのことを把握していたと解することができる。
- f 県体協は、県卓協に対する本件補助金の支出について、D事務局長、E次長、F次長及びB係長らが決裁している。決裁したB係長は、視察出張した張本人であるし、決裁したF次長は当時の県教委の副課長、E次長は当時の県教委の副課長、D事務局長は当時の県教委の課長であった。それゆえ、B係長以外の幹部は、いずれも、県教委においても、視察したB班長及びC主事より上長であるから、これらの幹部も、和歌山大会において入場料及び広告協賛金、ブース代（出店料）並びに選手参加料などの補助事業から生じる収入

の存することを把握していたと解することができる。

g なお、視察出張した県教委職員 2 名は、県卓協に、視察旅行に関する列車のチケットの手配からホテルの手配など一切を委ねていた。そして、県教委から日当等を受領していたにもかかわらず、視察中に食した 2 日分の昼食代及び一食分 (5/24) の夕食代やコーヒー代について、自ら負担せず県卓協から接待を受けていた。このような関係が、和歌山大会でも入場料や企業からの協賛金などの事業により生じる収入の存することを把握していたにもかかわらず黙殺した一因と容易に推察できる。

h 上記の接待について県卓協は、横浜視察費に含めて、補助金を含む本件間接補助事業費から充当支出している。そうすると、結果的に、県教委職員らは、出張に関する日当を受領しながら補助金を含む本件間接補助事業費から 2 日分の昼食代及び夕食代などの支出を受けたこととなり、いわば、2 重の公金の受領を意味する。

(イ) 請求人らの調査によれば、県卓協は県体協に対し、有料の前売りチケット一般券 15 枚、高校生券 50 枚を無料で提供していたことが分かった。

この点、県体協が無料で入場チケットを受領していたことは、入場料収入の精算に示されている。すなわち、6 月 11 日から 14 日の 4 日間開催された大会は、上述したとおり後半の 13、14 日の入場が有料であった。また、その前売りチケットが販売されていた。それゆえ、入場料収入は、前売りチケット収入及び当日の入場料収入とがあった。そのうち、前売りチケットは、

- ・一般券 (1,000 円) が 1,116 枚 (111 万 6,000 円相当)
- ・高校生券 (600 円) が 478 枚 (28 万 6,800 円相当)
- ・特別席券 (1,500 円) が 1,778 枚 (266 万 7,000 円相当)

の計 406 万 9,800 円相当分が普及された。そのうち、

- ・個人 2 名に対し一般券各 1 枚ずつ
- ・ヨーラジャパンに一般券 20 枚
- ・県体協に一般券 15 枚・高校生券 50 枚

の 3 カ所計 6 万 7,000 円相当分が無料で配布された。また、販売手数料として 4,150 円を支払っており、前売り券収入としては 399 万 8,650 円であった。当日売りは、

- ・一般券 (1,300 円) が 877 枚 (計 114 万 100 円)
- ・高校生券 (800 円) が 226 枚 (計 18 万 800 円)
- ・特別席券 (2,000 円) が 340 枚 (計 68 万円)

の計 200 万 900 円があり、それらの合計が 599 万 9,550 円であるとしていることから、県体協が有料チケットを無料で受領していることが分かった。

それゆえ、県体協が、本件間接補助事業において入場料収入の存することを把握していたことが裏付けられる。

(ウ) また、大会当日も、県教委や県体協の関係職員が誰も観戦していないことなど、およそあり得ず、観戦したことにより入場料収入の存することを把握していたと容易に推認できる。

(エ) さらに、上記オ (ウ) のところで詳述したが、本件間接補助事業の公式サイトにおいて、大会の前半の 6 月 11、12 日は無料であるが、後半は有料であることが掲載されていた。また、本件補助事業の広告が、県発行の県民の友 5 月号やその他にもマスコミ紙に掲載されており、これらの報道により入場料収入が存することを把握していたと容易に推認できる。

(オ) a 平成 22 年 6 月 18 日に開かれた県議会文教委員会において、県は、大会パンフレットなどに企業の広告が入っていて、協賛があったことは分かっていた、という。

b この点、大会パンフレットとは、入場者らに配布された大会プログラムのことと史料されるが、同大会プログラムには、県知事のあいさつが掲載されているし、第 70 回国民体育大会和歌山県準備委員会が掲載した「和歌山国体 2015」の広告はもとより多数の企業の広告が掲載されていることから、企業による協賛のあったことを県教委あるいは県体協においても充分承知し、それに伴う広告協賛収入が生じていることも把握していたと容易に推認できる。

(カ) 上記のとおり本件補助金の支出を決裁した県体協の上記幹部らは、入場料及び広告協賛金、ブース代 (出店料) 並びに選手参加料などの補助事業から生じる収入の存することを把握し

ていた。それゆえ、県卓協提出の収支予算書及び決算書には、補助事業によって生じる収入のすべてが欠落していることが認識できたのであるから、事業によって生じる収入金をピンハネ・利得するであろう不正行為が予見できた。

このため、事業によって生じる収入金のピンハネ・利得行為を防ぐための何らかの措置をとるか、本件補助金の支出をしないか、あるいは支出した本件補助金の返還を求めるべきであった。にもかかわらず、その措置を行わず、あまつさえ、漫然と支出しかつ、返還させなかったことは、補助事業者に求められる注意義務を故意に怠っており、県が被っている損害を賠償すべき責めを負う。

ケ 山口裕市県教育長の責任

上述したとおり県体協及び県体協の職務を兼務する県教委職員らには、本件補助金を支出したことに故意による善管注意義務の懈怠（かいたい）が存し、県が被っている損害を賠償すべき責めを負うところ、県教育長は、前記県教委職員らが負うべき責任について、管理監督者として、その責めを負う。

(3) 結論

よって、監査委員に対し、請求の趣旨記載の勧告を求め、自治法第 242 条第 1 項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する。

第 2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 22 年 6 月 30 日に受理を決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

県知事が県体協に対し、補助金返還請求を行っていないことは、法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実と該当するのかが監査の対象とした。

2 監査対象機関

県教委事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、平成 22 年 7 月 8 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第 7 項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、県卓協が県体協に報告していなかった収入の裏付け資料等が証拠書類として提出されるとともに、住民監査請求書に補足して、当該収入等について陳述があった。

4 関係人調査

県体協に対し、自治法第 199 条第 8 項の規定に基づく調査を行った。

第 4 監査の結果

1 主文

請求人が主張する本件補助金返還請求を怠る事実については、既に県体協から県に本件補助金全額が返納されているところから、請求人の請求には理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) トップアスリート育成事業補助金の概要

知事は、県体協が国民体育大会や全国大会等で活躍できる競技者の育成や指導者の資質向上等、本県競技力の向上を図るために実施する事業に対し、補助金交付規則及びトップアスリート育成事業補助金交付要綱（昭和 48 年制定）に基づき、補助金を交付しており、本件補助事業を含む全国大会等開催運営費補助事業のほか、成年・少年強化事業、きのくにジュニアトレーニングセンター事業等を補助対象としている。

(2) 本件補助金交付等に係る事務手続

本件補助金を含む平成 21 年度トップアスリート育成事業補助金について、県体協から県に対し、交付申請、交付請求、実績報告及び実績報告の変更を行い、県から県体協に対し、交付決定、支出、額の確定及び額の再確定を行っていること等を確認するとともに、ジャパンオープン・荻村杯 2009 国際卓球選手権和歌山大会の開催運営経費に係る平成 21 年度全国大会等開催運営費補

助事業補助金について、県卓協から県体協に対し、交付申請、交付請求、実績報告を行い、県体協から県卓協に対し、交付決定、支出、返還を求める通知を行っていること等を確認した。

(3) 本件補助金の返納

平成 22 年 7 月 5 日に本件補助金 900 万円が県体協から県に納入されたことを確認した。